

別紙 4

別添 1 「指定国際会計基準適用時の EDINET により提出するデータ形式」

開示書類等提出者は、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書の経理の状況等に掲げる財務諸表のうち、(連結)貸借対照表、(連結)損益計算書、(連結)株主資本等変動計算書、(連結)キャッシュ・フロー計算書については、注記事項や附属明細表等を除き、XBRL 形式で作成することとなっていますが、指定国際会計基準(連結財務諸表等規則第 93 条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。)により作成する連結財務諸表又は財務諸表等については、当面の間、以下のデータ形式により作成し、EDINET により提出するものとします。

1. 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成する場合

- ① 指定国際会計基準により作成する連結財務諸表については、HTML 形式で作成するものとします。また、財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び開始財政状態計算書(指定国際会計基準の初度適用時に作成する開始財政状態計算書をいう。以下同じ。)を XBRL 形式で作成し、HTML 形式と併せて提出することができます。この場合には、注記事項及び調整表(指定国際会計基準の初度適用時に作成する調整表をいう。以下同じ。)の一部又は全部についても XBRL 形式で作成し、HTML 形式と併せて提出することができます。
- ② 指定国際会計基準の適用初年度において並行開示する日本基準による要約連結財務諸表及び連結財務諸表を作成するための基本となる重要な事項の変更に関する事項並びに日本基準と指定国際会計基準の主要な項目の差異に関する事項については、HTML 形式で作成するものとします。また、米国基準適用会社が指定国際会計基準を適用する場合の適用初年度において並行開示する米国基準による要約連結財務諸表については、HTML 形式で作成するものとします。
- ③ 日本基準により作成する財務諸表は、注記事項や附属明細表等を除き、XBRL 形式で作成するものとします。但し、①において指定国際会計基準により作成する連結財務諸表を XBRL 形式で作成する場合には、日本基準により作成する財務諸表を XBRL 形式と併せて HTML 形式で作成するものとします。

2. 連結財務諸表を作成していない場合であって指定国際会計基準により財務諸表を作成する場合

- ① 連結財務諸表を作成していない開示書類等提出者が、指定国際会計基準により作成する財務諸表については、HTML 形式で作成するものとします。

また、財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び開始財政状態計算書を XBRL 形式で作成し、HTML 形式と併せて提出することができます。この場合には、注記事項及び調整表の一部又は全部についても XBRL 形式で作成し、HTML 形式と併せて提出することができます。

- ② 日本基準により作成する財務諸表は、注記事項や附属明細表等を除き、XBRL 形式で作成するものとします。但し、①において指定国際会計基準により作成する財務諸表を XBRL 形式で作成する場合には、日本基準により作成する財務諸表を XBRL 形式と併せて HTML 形式で作成するものとします。

3. 上記以外の部分については、HTML 形式で作成するものとします。